

第四十回 参議院建設委員会會議錄第十号

昭和三十七年二月二十二日(木曜日)
午前十時四十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 大河原 次君
理事 田中 清一君
徳永 正利君
村上 春蔵君
武内 五郎君

委員

小沢久太郎君
三木與吉郎君
米田 正文君
内村 清次君
藤田 進君
田上 松衛君
小平 芳平君

国務大臣

建設大臣 中村 梅吉君
建設省都市局長 前田 光嘉君
建設省道路局長 河北 正治君
事務局長 武井 篤君

常任委員 武井 篤君
会専門員 篤君

本日の會議に付した案件
○阪神高速道路公団法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(大河原 次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。本日は阪神高速道路公団法案(予備

審査)を議題といたします。まず逐条的に補足説明を聴取いたします。前田都市局長。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま議題になりました阪神高速道路公団法案につきまして逐条説明を申し上げます。

この法律案は本則八章五十二条と附則二十一条からなっております。

第一章は総則でありまして、法の目的、阪神高速道路公団の法人格、事務所、資本金等に関する事項について定めたものであります。

第一条は本公団を設立する目的を規定しております。

最近の大都市における自動車交通量の増加は著しく、これに伴う交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないものがあり、ために東京を初め大都市における都市の機能を著しく低下させている現状であります。この傾向は大阪市及び神戸市を中心とする阪神地区においても特に著しく、この現状を打開するためには阪神地区における道路及び駐車場の整備を促進することはもちろんであります。

が、さらに一般道路とは構造的に分離された自動車専用道路を建設し、円滑な自動車交通を確保することが最も適切な措置であることは諸外国の実例に徴して明らかであるところであります。

このため阪神地区における自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体を設け、これに政府の資金のほか関係地方公共団体及び民間の資金を導入し、阪神地区における自動車専用道路

の整備をはかることとし、これがために新たに阪神高速道路公団を設立することとしたのであります。

本公団の業務を行なう地域は、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域と規定しておりますが、ここでそれらの区域の間の地域とは大阪、神戸両市の区域の間に存在する尼崎市、西宮市、芦屋市等の区域をいい、それらの区域の周辺の地域とは、大阪、神戸両市の区域に連接する市街地で、両市との関連において、一体的な都市機能の維持及び増進のため、自動車専用道路の建設を行なうことが必要と認められる地域をいうものと解しております。

本条は、これらの地域において有料の自動車専用道路の建設及び管理等を総合的かつ効率的に行なうことにより、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化をはかり、もって阪神地区の都市の機能の維持及び増進に資するために本公団を設立する旨を明らかにした規定であります。

第二条は公団の法人格に関する規定であります。

第三条は公団の事務所の設置について定めた規定であります。

第四条は公団の資本金に関する規定であります。

第一項は公団の資本金の額を定めております。公団の資本金は、一億円と、政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額であります。政令で定める地方公共団体には、公団設立の際には大阪府及び大阪

市並びに兵庫県及び神戸市を予定しております。

第二項は、政府に対し公団設立の際の二億円の出資義務を定めたものでありまして、別に審議されております昭和三十一年度予算の道路整備特別会計において同額の出資が計上されております。

第三項は公団の資本金の増加に関する規定でありまして、公団は、建設大臣の認可を受けて増資することができ、第四項は、政府及び政令で定める地方公共団体は、公団の増資にあたって出資することができ旨の規定であります。

第五条は公団の登記に関する規定であります。

第六条は、公団でない者は、阪神高速道路公団という名称を用いることを禁止する旨の規定で、取引の安全、公衆の保護をはかるための規定であります。

第七条は、法人の不法行為能力及び法人の住所に関する民法の規定を公団について準用する旨の規定であります。

第二章は、管理委員会の設置、その権限、委員等に関する事項について定めております。この公団は、第四条で御説明いたしましたように、政府と地方公共団体が共同して出資するものであります。その運営に關しましては、公団の業務の執行の基本的な重要事項を公正に決定するため、公益を代表する委員と、出資者の意思を反映する委員と、公団の業務執行責任者である理事長をもって組織する管理委員会を設けることとしております。これは日本住宅公団、首都高速道路公団等の例にならったものであります。

第八條は公団に管理委員会を設置する旨の規定であります。

第九條は委員会の権限を定めております。すなわち、予算、事業計画及び資金計画並びに決算という公団の業務運営に關する重要事項は、委員会の議決を経なければならないこととしております。

第十條は委員会の組織について定めております。委員会は委員七人及び理事長をもって組織し、委員会の会務を総理するため、委員の互選により選任する委員長一人を置くこととしていたしました。なお、委員長に事故がある場合に備えて、委員会は、あらかじめ、委員のうちから委員長代理を定めておかなければならないこととしております。

第十一條は委員の任命に關する規定であります。委員は建設大臣が任命することにより、委員は、さきに申し上げましたように、委員会には公団に出資した地方公共団体の意思を反映する役割をもつたことにより、公団に出資した地方公共団体の長が推薦した者のうちから任命することにより定めております。

第十二條は委員の任期に關する規定であります。

第十三條は委員の欠格事由に關する

規定であります。すなわち、一、国会議員または地方公共団体の議会の議員、二、物品の製造、販売または工事の請負を業とする者であつて、公団と取引上密接な利害関係を有するもの、またはこれらの者が法人であるときは、その役員並びにこれらの事業者の団体の役員、三、公団の役員及び職員は委員となることができないこととしております。

第十四条は委員を解任する場合について定めたものであります。

第十五条は、委員の報酬について定めておりますが、委員は、非常勤であり、しかも、兼職を禁止していないので、報酬を受けないことにはいたしたのであります。ただし旅費その他の実費弁償を受けることにいたしてあります。

第十六条は委員会における議決の方法を規定したものであります。委員会は、その構成員の半数、すなわち、四人以上の出席がなければ、会議を開き議決することができないことにはいたしてあります。なお、四人の中には必ず委員長または委員長代理が含まれていなければならないこととあります。

次に、委員会の議事は、出席者の過半数をもって決することとし、可否同数のときは委員長が決することにはいたしてあります。

第十七条は委員の公務員たる性質について定めた規定であります。委員の職務の公的性から考えまして、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなし、賍職罪等の適用を受けることにはいたしたものであります。

第三章は公団の役員及び職員に関する事項について定めてあります。

第十八条は公団に置く役員の数について定めてあります。公団の役員としては理事一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置くことにいたしてあります。

第二十条は役員に関する規定であります。理事長、副理事長及び監事は、建設大臣が任命することとし、理事は、建設大臣の認可を受けて理事長が任命することといたしてあります。

第二十一条は役員任期について定めたものであります。役員任期は四年といたしてあります。大体他の政府関係機関の役員任期も四年程度となつております。なお、後ほど説明いたします附則第六条の規定におきまして、最初に任命される理事及び監事のうち半数の者につきましては任期を二年としております。

第二十二条は役員欠格事由について規定してあります。これは、管理委員会の委員の場合と同じ趣旨に基づいて、役員となることができない者を定めたものであります。管理委員会の委員の欠格事由のほか、常勤の国家公務員または地方公務員であることが、これらに追加されたものであります。これは、これらの者が職務専念の義務を有するからであります。

第二十三条は役員を解任する場合について定めたものであります。第二十四条は役員が営利事業等について兼職禁止の規定であります。第二十五条は理事長及び副理事長の代表権に対する制限を設けた規定であります。公団と理事長または副理事長との利益が相反する事項について

は、これらの役員代表権はないものとし、最も公平な立場にある監事が公団を代表することにいたしましたのであります。

第二十六条は代理人の選任に関する規定であります。

理事長及び副理事長は、公団の業務に關し、代理人を必要とする場合が考えられますので、この規定を設けた次第であります。

第二十七条は公団の職員の任命に関する規定で、公団の職員は理事長が任命することといたしてあります。

第二十八条は役員及び職員が公務員たる性質を定めた規定であります。これらの者の職務の公的性から考え、管理委員会の委員と同様、刑法その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなすことといたしてあります。

第四章は、公団の業務の範囲、基本計画及び業務方法書に関する事項について定めてあります。

第二十九条は公団が行なう業務の範囲を定めた規定であります。公団は第一に、大阪府及び神戸市の区域、並びにそれらの区域の間、及び周辺の地域における有料の自動車専用道路の建設及び管理を行なうために設立されるものであります。これらに地域において次に述べますような業務を行なうことといたしてあります。

第一に、基本的業務として、都市計画として決定された有料の自動車専用道路の建設及び管理を行なうこととなつております。このため、後ほど説明いたしますように、附則第十二条の規定によりまして、道路整備特別措置

法の一部を改正し、有料の自動車専用道路の建設及び管理ができるようにいたしてあります。なお、この自動車専用道路とは、道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路をいうものであります。

第二に、たゞいま述べました自動車専用道路の災害復旧工事を行なうことになってあります。

第三に、国又は地方公共団体の委託によりまして、自動車専用道路の工事と、工事施行上密接な関連のある都市計画として決定された道路、いわゆる関連道路の建設またはこの関連道路の建設に關連する市街地改造事業を行なうことになってあります。

第四に、都市計画として決定された有料の路外駐車場の建設及び管理を行なうことになってあります。この附帯業務としてはガソリン・スタンド等が考えられます。

第六に受託業務があります。今まで説明いたしました業務の遂行の妨げとならない範囲で、国または地方公共団体の委託によって、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうことになってあります。

その他、公団は建設大臣の認可を受けて、前に述べました自動車専用道路で、高架のもの、建設と一体として、建設することが適当な事務所、店舗等の建設及び管理をし、又は委託によりこれらの事務所、店舗等を建設することができるとなつてあります。この公団の建設する自動車専用道路の大部分は、都市計画道路または河川の上

を高架で通過する計画でありますから、その高架下を事務所、店舗等に利用することは考えられませんが、一部については人家の密集している場所を通過する場合がありますので、この部分には高速道路の用地として買収される土地の関係者を収容するために、高架下に事務所、店舗等を建設する必要がある場合もありますのでこの規定を設けたのであります。この業務は政令で定める基準に従つて行なわれなければならない旨を定めてありますが、公団本来の業務に支障のないよう、また、本来の業務を円滑に行ない得るよう適正な基準を定めたいと考えてあります。

第三十条は、公団の基本的な業務である有料の自動車専用道路の建設及び管理に関する基本計画について定めたものであります。

この公団が行なう阪神高速道路の建設は、関西における経済、文化の中心である阪神地区の都市の整備の根幹となるものであり、国の重大な関心事でありますので、その建設につきましては、建設大臣が、別に政令で定めるところによりその基本計画を定め、これを公団に指示することといたしてあります。この阪神高速道路の建設及び管理は、運輸行政との関係もあり、また道路管理の特例をなすものでありますので、建設大臣は、基本計画の策定にあたっては運輸大臣の同意を得、かつ道路管理者と協議すべきものとしております。この場合道路路管理者が協議に応じようとするときは、その議会の議決を経なければならないことといたしてあります。

第三十一条は公団の業務方法書に関する事項について定めてあります。

する規定であります。業務方法書は、公団の業務執行の基準を定めるもので、公団は業務開始の際にこの業務方法書を定めて、建設大臣の認可を受けなければならぬこととし、業務方法書に記載すべき事項は建設省令で定めることとしたしております。

第五章は、公団の事業年度、予算、決算、財務諸表、借入金及び阪神高速道路債券、債務保証、補助金その他公団の財務及び会計について定めております。

第三十二条は公団の事業年度を定めております。

第三十三条は公団の予算等の認可に関する規定であります。公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成して、建設大臣の認可を受けなければならぬこととしたしております。

建設大臣の認可を受けるのは通常、事業年度の開始前であり、昭和三十七年度については附則第八条の規定において経過措置を設けて、公団成立後、遅滞なく作成して建設大臣の認可を受けることとしたしております。

次に、建設大臣の認可を受けた予算等に関する書類を公団に出資した地方公共団体に提出すべきことを定めておりますが、これは公団が出資者に対し当然なすべきことを規定したものであります。

第三十四条は公団の経営の実態を把握するための財務諸表に関する規定であります。

公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書などの財務諸表

を作成して、建設大臣の承認を受けることとしたしております。第二項以下において、財務諸表提出の際、決算報告書を添付すべきこと、建設大臣の承認を受けたときの公告、建設大臣の承認を受けた財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出すべきこと等を規定しております。

第三十五条は公団の経営上の利益及び損失の処理の方法について定めた規定であります。

第三十六条は公団の借入金及び公団の発行する阪神高速道路債券に関する規定であります。公団は建設大臣の認可を受けて、長期または短期の借入金をし、あるいは阪神高速道路債券を発行することができることにいたしました。

第二項及び第三項は、短期借入金の借りかえに関する規定であります。第四項以下においては、阪神高速道路債券に關して、債権者の保護規定、発行事務の委託、政令への委任を定めております。

第三十七条は、公団に対しての政府による資金の貸付け及び阪神高速道路債券の引き受けに関する規定であります。

第三十八条は債務保証に関する規定であります。政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金または阪神高速道路債券にかかる債務について保証することができ旨を定めております。

第三十九条は公団の長期借入金及び阪神高速道路債券の償還計画に関する規定であります。この償還計画は公団の経営上重要でありますので、建設大

臣の認可を受けなければならないこととしたしております。

第四十条は他の道路の新設又は改築に要する費用の負担に関する規定であります。自動車専用道路の新設または改築に伴って必要を生じた他の道路の新設または改築に要する費用については、公団がその費用の一部を負担しなければならないこととしたしております。

い、いわゆる原因者負担の思想に基づき規定しております。その負担割合につきましても、政令で定めることとしたしております。

第四十一条は公団に対する補助金について定めております。政府は、公団が管理する自動車専用道路にかかる災害復旧工事に要する経費の一部を補助することができることにいたしました。

次に、公団に出資する地方公共団体は、公団の管理する自動車専用道路の災害復旧工事のみならず、新設または改築に要する経費の一部についても補助することができることにいたしました。

第四十二条は公団の業務上の余裕金の運用に関する規定であります。公団の業務上の余裕金の運用は、その安全な運用を確保するため、国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得、銀行への預金または郵便貯金の場合のみに限定的にしております。

第四十三条は、公団がその役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、または変更する場合に建設大臣の承認を受けなければならないことと定めております。

第四十四条は、この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公

団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令にゆだねることにいたしましたのであります。

第六章は公団に対する建設大臣の監督について規定しております。

第四十五条は、公団に対する建設大臣の監督及び監督上の命令権限について定めております。

第四十六条は、公団に対する建設大臣の報告請求及び検査の権限について規定しております。

第七章補則は、公団の解散、大蔵大臣との協議事項及び公団に関する不動産登記法等の準用について定めたものであります。

第四十七条は公団の解散についての規定であります。この公団が建設大臣の指示した基本計画に基づく自動車専用道路の建設を完了した後、通行料金によって建設費用を償還したときは、解散するのが適当であると考えられ、したが、公団の解散について必要なことは、その際、別に法律で定めることとしたしております。

第四十八条は建設大臣と大蔵大臣との協議事項について定めております。すなわち、建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならないこととしたしております。

(1) 公団が資本金を増加することの認可、業務方法書の認可、公団の毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画の認可、公団が長期借入金、もしくは短期借入金をし、もしくは債券を発行することの認可、短期借入金の借換の認可、債券の発行事務の委託の認可または公団の毎事業年度の長期借入金及

び債券の償還計画の認可をしようとするとき。

(2) 基本計画を定めようとするとき。

(3) 財務諸表の承認または役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の承認をしようとするとき。

(4) 公団が業務上の余裕金を運用し得る有価証券を指定しようとするとき。

(5) 業務方法書または公団の財務及び会計に關し必要な事項を建設省令で定めようとするとき。

以上のように、国の財政と関係ある事項について、大蔵大臣と協議することとしたしております。

第四十九条は、不動産登記法その他の法令について、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用することとしたものであります。

第八章補則の第五十条から第五十二条までの規定は、これらに規定する違反行為をした公団の役員及び職員その他の者に対して必要な罰則を定めたものであります。

次に附則について御説明いたします。

附則第一条は、この法律は、公布の日から施行することを定めたものであります。

附則第二条から第五条までは、公団の設立手続に関する規定であります。すなわち、建設大臣は、この法律施行の後、設立委員を任命し、公団の設立に関する事務を処理させることとしたしております。設立委員は、この法律案の本則第四条第一項の政令で定める地方公共団体に対して出資を募集し、

建設大臣に設立の認可を申請し、その認可があったときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して出資金の払い込みを求め、その払い込みのあった日に、別に建設大臣により指名された理事長となるべき者に設立事務を引き継ぐものとしております。理事長となるべき者は、引き継ぎを受けた後、遅滞なく設立の登記をし、公団は設立の登記の日をもって成立することになります。

次に、附則第六条から第八条までは、公団の設立の際、最初に任命される理事及び監事のうち、それぞれその半数の者については、任期を二年とすることとし、その他最初の事業年度について特例を定めております。

次に、附則第九条は、この法律案の本則第六条の名称使用の制限に関する規定と関連する規定であります。この法律施行の際、現に阪神高速道路公団という名称を使用している者に、六月間の名称変更のための猶余期間を与える趣旨の規定であります。

第十条及び第十一条は、公務員とみなされる者に関する恩給の特例について定めたものであります。公団の設立の際、都道府県に在職してあります恩給法第十九条に規定する公務員とみなされる者が、引き続き公団の役員または職員となり、さらに引き続き公務員とみなされる者、すなわち、都道府県の職員となったときは、その者が公団に在職しておりました年月数を、普通恩給の基礎となる在職年数の計算にあたって、通算することとしたのであります。なお、国家公務員に關しましては、恩給は国家公務員共済組合法による給付に変わっており、

組合員である国家公務員が引き続き公団の職員となり、さらに引き続き組合員となったときは、国家公務員共済組合法施行令の一部改正により、その者の公団在職期間を組合員期間とみなす措置がなされる予定であります。このような規定を設ける必要はないのであります。

次に、附則第十二条は道路整備特別措置法の一部改正に関する規定であります。

これは、阪神高速道路公団の設立に伴い、同公団が有料の自動車専用道路の建設及び管理を行なうことができるよう、現行の道路整備特別措置法について所要の改正を行なうとするものであります。首都高速道路公団の場合とほとんど同様の規定であります。以下改正の内容についてその要点を御説明いたします。

すなわち、第七条の二の改正は、阪神高速道路公団が自動車専用道路を新設し、または改築して、料金を徴収することができることを定めたものであります。すなわち、この法律案の本則第三十条におきまして、建設大臣は、阪神高速道路公団が行なう有料の自動車専用道路の建設及び管理について基本計画を定め、これを同公団に指示することとしたしておりますが、本条におきましては、阪神高速道路公団は、建設大臣から指示を受けた基本計画に従って、道路法第四十八条の二第一項または第二項の規定による自動車専用道路を新設し、または改築して、料金を徴収することができる旨を規定いたしましたのであります。

第七条の三の改正は工事実施計画書の認可に関するものであります。

これは、阪神高速道路公団が、前条の規定に基づいて、自動車専用道路、すなわち阪神高速道路の新設または改築を行なうとする場合に、あらかじめ工事区間、工事方法を記載した工事実施計画書を建設大臣に提出し、その認可を受けることとしたものであります。なお、この工事実施計画書の作成に際しては、道路管理者と協議し、またはその同意を得なければならぬこととしたしております。

第七条の四の改正は、料金及び料金の徴収期間の認可に関するものであります。

これは、阪神高速道路公団が料金を徴収しようとする場合には、料金及びその徴収期間について、運輸、建設両大臣の認可を要することとしたものであります。なお、この認可を受けようとする際には、前条第二項の規定の準用により、道路管理者と協議し、またはその同意を得なければならぬこととしたしております。

次に、第七条の五の改正であります。これは、第七条の二の規定に基づいて新設または改築をした阪神高速道路については、料金の徴収期間内は、その維持、修繕及び災害復旧を阪神高速道路公団が行なう旨を定めたものであります。

おきまして、阪神高速道路公団が阪神高速道路の新設、改築等を行なう場合について第七条を準用することとしたしました。

第十一条の改正は料金の額の基準に關するものであります。阪神高速道路の料金の額については首都高速道路の場合と同様にいたしました。すなわち、阪神高速道路の料金の額は、阪神高速道路の新設、改築その他の管理に要する費用で政令で定めるものを償うものであり、かつ、公正妥当なものでなければならぬものとし、その徴収期間の基準は政令で定めることとしたしております。

第二十八条の改正は、阪神高速道路公団が取得する道路の敷地等の帰属その他について定めたものであります。すなわち、阪神高速道路公団が道路の新設または改築のために取得した道路敷地等は、同公団に帰属する旨を明らかにするとともに、普通財産である国有財産を阪神高速道路公団が道路の用に供する場合には、無償で貸し付けることができることとしたものであります。

その他、第九条、第十条、第十二条から第二十七条まで、第二十九条及び第三十条について所要の改正をいたしました。

次に附則第十三条から第十七条までは、阪神高速道路公団に対する非課税については登録税法等の一部改正であります。この場合、地方税については事業税に限って非課税となっております。

公団に対して、寄附金、法律または政令の規定に基づかない負担金、その他これらに類するものを支出してはならないこととなります。

附則第十九条は行政管理庁設置法の一部改正でありまして、これにより、行政管理庁が、公団の業務に關し必要な調査を行なうことができることとなります。

附則第二十条は建設省設置法の一部改正でありまして、公団の業務の監督その他この法律の施行に關する事務を建設省の所掌事務及び権限に加えることとし、その事務を都市局において所掌することとしたしております。なお、公団の使命の重要性にかんがみ、建設省にこれらの事務を行なう阪神高速道路公団監理官一人を置くこととしたしております。

附則第二十一条運輸省設置法の一部改正でありまして、さきに説明いたしました道路整備特別措置法の一部改正に伴い、阪神高速道路に關し、料金及び料金の徴収期間を認可することを運輸省の権限に加えることとし、その事務は自動車局において所掌することとしたしております。

以上をもちまして阪神高速道路公団法案の逐条説明を終わります。

○委員長(大河原一孝) 御苦労様でした。

○田中一君 審議に入る前にちょっと委員長に伺っておきたいことがあります。御答弁願います。

衆議院の本法案に対する審議の状況はどうなんでしょうか。

○委員長(大河原一孝) 現在審議されております高速道路公団法案についての衆議院の審議状況は、二十七日に

この問題を審議されて、引き続いて二十八日に参考人を呼びまして、この場合の参考人として大阪府土木部長、兵庫土木部長、大阪市計画局長、神戸市建設局長という四人の方の参考人を呼んで意見の聴取をする、そういう状態になっておるわけだ。

○田中一君 私は三十四年に、首都高速道路公団の法律の審議にあたって非常に不本意な現象があったことを思い出すわけだ。というのは、阪神高速道路公団法の逐条説明の中に、前田局長から説明がありました、むろん原案、事業計画というものは、建設大臣の認可を受けなければ正式なものにならないのはあたりまえでありますけれども、首都高速道路公団の事業計画というものは、少なくとも都民は何ら知らずしてこれが計画になったというところでありまして、再び同じような轍を踏むことは、この法律案をわれわれが審議をして、現状に即して一日も早く事業の完成を期待しておるといふ現状から見て、そのような形で再び衆議院において参考人として呼ばれているところの諸君が行なっていると、事業の遂行というものは期しがたいのです。現に首都高速道路公団の事業というものは遅々として進みません。そこで、衆議院ではそのような形で審議の日程がきまっています、参考人の諸君がやはり計画立案をしていると存じますから、参議院としては、一応現地に於いて詳細に何こうで事情を調査する、そうして単に計画をしている、原案を作成する側のみならず、両市の市民にもアピールして、そうしてわれわれがこの法案の審議の促進をはからなければならぬと思ふのです。その意

味で、衆議院でそのようにそういう形で審議をしている中で、あまり急いでしようがない。われわれは、おそらく大阪出身の方もおられるかも知れません、東京の場合には容易にわかるわけですが、これはわからぬわけだ。法律の審議に入る前に事実を見る、調査する。ことに、ほかに法律案等もあり忙しきものもないならば、一回皆さん行って、向こうで詳細にその事情というものを調べなければならぬ。結果になると思ふのです。でありますから、どうか衆議院の審議の段階並びに方法、おそらく衆議院の建設委員の中に大阪、阪神に在住してよく勉強している者があるかも知れませんけれども、われわれは知らない。審議のしようがありまけん。それで前回のようにな突如として計画案を出し、それを建設大臣が承認して都民に強制しているという現状はとるべきではないのです。ひとつ委員長の御意見と御座る願ひ必要はないと思ふのです。

○委員長(大河原一君) ちょっと速記をとめて下さい。
〔午前十一時十九分速記中止〕
〔午前十一時三十五分速記開始〕
○委員長(大河原一君) 速記をつけ。

○田中一君 それでは資料の要求をします。
第一の問題は、なぜかから高速道路を作らなければならないかという過去十年間の、作らなければならないというその裏付けになる交通量、その他、どうしても作らなければならないとい

う実際の資料で、十年間の程度のものを出していただきたい。

それから現在の都市計画法で行なっている事業のもう一つの鳥瞰図——数字でもよし、絵でもつけようですか、それを出して下さい。

それから、この計画を行なおうとした、この公団を作ろうとしたときに描かれた第一次原案、第二次原案、第三次原案、第四次、第五次ぐらいのプランを出し願ひたい。できるならば、十案ぐらいほしいのだけれども、あるかないかわからない。しかし十案ぐら

いは検討して初めてきまるものだろうと思う。それを出し願ひたい。これは数字並びに図面でお出し願ひたい。それからその図面には、詳細に人口の密度とか、そういう点も十分に、その一つの案を作るには、このような予算措置それから土地の収用その他の問題等々あると思ひますから、それも詳細に書き込んでいただきたい。

第三に、二億円程度のものでは、これはとても政府出資としては仕事にならないのであつて、現在まで計画されている資金計画というものは、政府のこの公団を作るための資金計画というものを

のを出し願ひたい。理事長、副理事長以下、理事の構成はどのような考え方で立てようとするか、お出し願ひたい。したがって、管理委員会の人選の問題はどういうふうにするのか、出していただきたい。政令で定めようという部分の原案を全部出してほしい。第二の要求した資料の中の道路だけでなく、関連する事業、むろん駐車場並びに関連する事業の計画も出してほしい。

それから、それらの計画がもたらさ

れたまでの市民との折衝の経過、あるいは公聴会でも開いたのかどうか、そうして町内会等にどういふ働きかけをしていのかという具体的な問題。阪神高速道路公団という名称を六カ月の間に名称変更せよという対象があるのかという点を明らかにしてほしい。あるならば、それはどういふ会社で、どういふものだということを示していただきたい。

きょうは、それだけひとつ要求しておきます。また次回に出るかも知れません。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま御要求のございました資料のうちで、たとえば過去十年間の交通量という問題でございますが、交通量の調査につきましては、五年間、毎年やってはいたつたのでございますから、その交通量の調査のあるものだけにお許しを願ひたいと思ひます。人口とか車の台数

の調査はございますけれども、交通量というものに関する調査につきましては、きちんとしたものを過去十年間そろえてなかつたと思ひますので、できるだけ努力いたしますから、御了承願ひたいと思ひます。

それから現在までの計画案に至つた経過における一次から五次程度までの案というところでございましたが、私の聞いております範囲では、それほどたくさん案はないように聞いております。数回、案を改訂いたしましたけれども、それも現実に検討した案で御了承願ひたいと思ひます。

その他につきましては、本日お配りいたしました資料にも相当程度入っておりますので、若干の補足を加えればいいかと思ひますが、場合に

よつては、大阪及び神戸の地元と連絡する必要もございしますので、しばらくの御猶予をいただきますと思ひます。

○内村清次君 ただいま田中君の発言によつて、これは理事会を開きになるだろうと思ふのです。その際に、私として特に要望しておきたいことは、先ほど村上氏から言われましたが、衆議院のスケジュールでは、大体この公団設立を希望しておられる方が、多く参考人になつておられる。これではとても、田中君の要求とは違ひ、また私たちといたしましても、現地の状況などをやはり十分調査をしたいという希望があります。また住民の気持も聞きたいという希望があります、その過程において、たとえば建設大臣に質問をして、そうして公団の設立に、何ゆゑ大蔵省のほうで反対をしたのか、あるいはまた私たち委員といたしまして、その他の公団があるのに、なぜこ

ういった公団を作らなくちゃならぬかという点、これは質問の過程でわかりますけれども、何としまして、やはり現地住民がどういふ協力態勢を持つておるか、どういふふうに通が繁雑であるかということも知りた

い、聞きたいという関係で、ぜひひとつ、公聴会は現地において開催してもらいたい。参考人でここに呼ぶということだけでなく、あるいは議長が代理してくるということでもなくて、やはり公聴会は、現地においてしていただく、その現地においてされる時期については、委員長は、何か旅費の関係で言つていらしたのですけれども、その時期は四月以降になつてもよろしいし、予算が通過してからでも、本年度の委員

会の旅費ということもありますからして、その以前にも時期的に必要だという理事会のお考えがあれば、あと何かの方法で支出をしていただいて、とにかく現地において早急に公聴会を開いていただきたい。その公聴会の個所は、大阪と神戸と、それから尼崎と芦屋は、一つの地域にしてもけっこうです。それから最低三カ所くらいのもので、引き続き公聴会を開いて、多くその関係住民——道路にかかるところの関係住民の方々を多く招致するような手続、これは公聴会を開くことには規定がありましようからして、やはり住民に広く知らせて、そうしてそういう関係者をひとつ多く呼んでいただいで、公聴会を開くという御計画を立てていただきたい、これだけは私も希望をいたしておきます。

○委員長(大河原一孝) 速記をとめて。
○委員長(大河原一孝) 速記を始め。
【速記中止】
○委員長(大河原一孝) 速記を始め。
○田上松衛君 田中委員から要求された資料に追加して、私も要求しておきたいと思ひます。

一つの問題は、公団が建設する自動車専用道路の中で人家の密集しておる場所を通過する場合にその部分に高速道路の用地として買収をされた土地の関係者を収容するために高架下に事務所、店舗等を建設するという事になつておるわけですね。そこで今までしておる中で、すでにこれを建設しておる場所及びその高架面といひますか、そういうものをつけ加えてお願いしたい。これが一点。

○国務大臣(中村梅吉君) 今までと言いますと、日本道路公団、首都高速道路公団……。

○田上松衛君 両方ともあわせて。

○政府委員(前田光壽君) 高架下の方につきましても、まだ具体的に計画したものがないですね。計画しておるものはございませうけれども、具体的に計画したものはございませう。

○田上松衛君 あります。僕は知っておる。とにかくその資料を出して下さい。

それから、それに付随いたしまして、こういうことをやるが、この場合公団本来の業務に支障のないように、また本来の業務を円滑に行なうよう適正な基準を定めるとしてありますが、もちろんこれは政令であります。田中委員がさっき言われた政令で出そうとするということですが、特にこの点についてどういふような適正な基準を定めようとおるという点について、いま資料を出していただきたい。

もう一つの問題は、必ずしも文書でなくともいいですが、明らかにしてもいい点は、役員の任期を、大体定款期間のいろいろな役員の任期が四年程度になつてゐるから、これを四年にしようという理想はよくわかるのですけれども、この場合特に最初に、半数は任期を二年とするということを決めておるわけですね。こうしなければならぬ理由、逆に言いますと、こうしなければ、どういふような弊害が起るかというふうなことを、これを文書でなくとも次の機会でけつこうでございませうからお願いしておきます。

○政府委員(前田光壽君) 御要望の資料はできるだけ早く提出いたします。

○内村清次君 建設大臣、建設省の三十七年度予算の中に道路関係の予算といたしまして、今回約二千億近くの整備費が設けられたわけですね。そこでこの前の委員会のときに、私、建設省のほうから資料を取りました。一体、三十七年度には、どの一級国道、どの二級国道をどう改良し、どう舗装する、あるいは二級国道をどうするかという資料を取ったわけですね。

ところがその全国地図を所管を色分けによりまして見てみますと、どうも裏日本の、たとえば秋田、山形、そして新潟それから富山は、大体順調に進んでおるようでございますけれども、石川それから鳥取、島根というふうな日本海沿岸の道路の舗装の状態あたりは、まだ十分でない。こういう地域格差というものは、もちろん産業の基礎でありますから、その県の産業自体に大きな関係がなされてくるからして、ぜひひとつ権衡のある道路整備計画をお立てになつてはどうか、それには、何かやはりその基準があるはずだ、こういうことを申し上げたわけでございます。

けれども、当時、道路局長の御答弁では、その基準の点につきましては、明確な御答弁がなかったわけですね。それで建設省の道路行政としては、やはり全国民に對しまして、こういった権衡的な整備は必要だという、ひとつの目安を知らせる必要があるのじゃないか、こういうふうに考えておられますか、何か基準があれば、その基準を明示していただいて、そしてその大臣の御考えをはつきりしていただきたい、かように考えておるわけですね。その点の御説明をひとつお願いしたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) 交通量とか、いろいろな関係を見ながら逐次進めておるわけでございますが、目標年度が過ぎておるわけで、地方的格差は正のお話もたまたまございまして、まあ、去年もそうでありましたが、三十七年度におきましても、今までおられていたところに大幅に予算をつける方針で進めておるわけですね。

したがって、県によりまして五割増になり、あるいは十割増になるといふところもございまして、ただ事業量との関係もございまして、それらを睨みながら進めておるわけでありまして、これにつきましては、今、道路局長が見えておりますから、道路局長から御説明申し上げます。

○政府委員(河北正治君) 前回、内村先生から、道路工事をきめて採択していくの何らか基準があるだろうといふことで、私の説明が足りなくて申しわけございませうでした。五カ年計画を進めていく場合ももちろんございまして、三十七年度においてももちろんございまして、私どももいたしましては、一級国道、二級国道、地方道といふものについて、全部が一ぺんにはできませんので、一応のものさしをもって着工順序をきめておりました。一例を改良について申し上げますと、重要な都市を結ぶ路線、国際観光ルートで昭和四十年の予想交通量が一日九百台以上になる区間、それから、自動車交通不能の区間、それから、鉱工業地帯の整備等、特殊な目的を持つ路線につきましては、先ほどの四十年の予想交通量が四百五十台以上であればよろしい。それから、他事業との関連でどうしてもやらなければならぬ

い事業とかそれから、二次政策につきましては、交通容量の一・五倍をこすような区間、これが私どもの一応持つております改良の採択基準でございます。

それから、舗装につきましては、四十年の一日の交通量が九百台以上の区間または、人家連綿、土質条件が悪くて、維持に非常に困難を来たす場合には、四十年の予想交通量が四百五十台以上であればよろしい、というふうな一応基準をもって工事の着工順序をきめております。

これを現計画で申し上げますと、ちょっとあれかと思ひますが、これをしゃくし定木にやっておりますと、先ほど内村先生が御指摘のように、依然として、表が濃く、裏に薄いというふうな傾向がますます助長されていくのではないかと思ひます。

それで、先ほど大臣の御説明にもありましたように、さらに、その上を大きく、一級国道は四十年までに全線改良してしまふ。それから、二級国道は十カ年計画で改良を完成いたしたい。その五カ年分を今回二兆一千億の五カ年計画で計上していただきたい。それでもなお先生の御指摘になるような傾向があるいは補正しきれないと思ひます。したがって、それにつきましても、さらにも、経済企画庁が目下検討されております全国総合開発計画地域配分というふうなものがあつたので、それらを参考にいたしまして、一國、二國、地方道と、総合的に配分計画を立てていって、御指摘のような傾向が薄くなるような工合に努力いたしたいと思ひます。

○内村清次君 大体わかりましたが、ただその中で、積雪地帯が道路の損傷もひどいし、あるいはまた、道路の遮断される場合も相当起って参ります。が、これに対する予算計上というものは、その基準外に追加されて、やはりその道路の整備計画というものを、予算をふやした計画というものを立てておられるのかどうか、こういう点はどうでございますか。

○政府委員(河北正治君) 御指摘の点でございますが、これは積雪寒冷地帯に特に関係はございませんが、そのほかに、積雪寒冷地帯の交通確保に関する特別な法律がございまして、これはやはり二兆一千億のワケ内ではございしますが、それらはそれでまた別に私ただいまこまかい資料を持っておりませんが、一日交通量がたしか二百台以上だったかと思いますが、定期バス、定期貨物トラックが通っている区間につきましては、春先土壌が溶解するときに泥濘化するようなところには、土台の土の入れかえとか、それからなだれの起こるおそれのあるところは、なだれ防止法とか、そういったような特別な積雪寒冷地帯に対する五カ年計画を持っております。

○内村清次君 大臣に要望しておきたいことは、従来、これは長い間でございますが、また政治的に物の見方をやって、地域的な勢力の強弱によって、道路の整備というものが進捗したところと進捗しないところがあるという点では、私はその住民の非常な幸、不幸というものが、あまりにはつきりしはしないだろうか。ただ、住民の福祉という問題から考えますと、何としても、やっぱりその県の産業の

発達というものが第一になされなくちゃならぬ。それが、国の行政が一つの政治力によって非常に厚薄があるとすることは、これはひとつ、もう大臣は常々そういう点は気を使っておられるだろうとは私は思いますけれども、やはり均霑した道路計画と、その道路の整備というものが、やはりなされていかなければならぬ。

で、一応五カ年計画で四十年までに一級国道は整備してしまふ、二級国道は十年計画でやるといふのですけれども、四十年までの一級国道の、まあこれはあと三年ですか——の間、それから二級国道の整備のあと七年までの間、これが非常にまた地域格差を拡大するような傾向になってはいけませんから、大臣の最初言われましたように、一応そういった基準はあっても、やはりその陳情のいかんを問わず、裏日本の交通網というものは、ひとつ整備をしてやろうじゃないか、たとえ県の自力、財政が少なかつても、ひとつ国のほうで補助してやろうじゃないかという気がまえをひとつ特に持って、道路行政を円滑にしたい、いただきたいということを希望いたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の点、同感でございますので、そういう趣旨に沿って努力していきたいと思ひます。

○委員長(大河原一次君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

昭和三十七年二月二十七日印刷

昭和三十七年二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局